

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本港湾労働組合関西地方本部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 7 月 11 日以降

2 場所

別表のとおり

3 要求事項

夏季一時金等

平成 27 年 7 月 6 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

大 阪 府	日本郵便輸送株式会社近畿支社堺営業所及び有限会社岡崎公栄社
兵 庫 県	株式会社神戸フェリーセンター、宝塚都市環境サービス株式会社、山陽バス株式会社垂水営業所、山陽バス株式会社小東山営業所、本四海峡バス株式会社、本四海峡バス株式会社大磯営業所及び本四海峡バス株式会社洲本営業所
徳 島 県	本四海峡バス株式会社徳島営業所